



鳥取県公報

令和3年3月16日（火）
第9283号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（110）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（111）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（112）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	青少年に有害な図書類の指定（113）（子育て王国課）・・・・・・・・・・ 2
	県営土地改良事業計画の決定（2件）（114・115）（農地・水保全課）・・・・・・・・ 3
	国土調査の成果の認証（116）（〃）・・・・・・・・・・ 4
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（4）・・・・・・・・・・ 5
	個人演説会等を開催することができる施設の指定の解除（5）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和3年2月1日

鳥取県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和3年1月31日

鳥取県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
ながい麻酔科クリニック	米子市東福原七丁目10-3	令和3年2月8日

鳥取県告示第113号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号、第2号及び第3号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	種別	図書類		
		題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名

7296	雑誌	裏モノJAPAN 3月号	雑誌01805-03	鉄人社
7297	雑誌	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 3月12日号	雑誌20327-3/12	株式会社日本ジャーナル出版
7298	雑誌	芸能スクープ特ダネお宝ハプニング 傑作選	ISBN978-4-86632-673-3	株式会社ブレインハウス
7299	雑誌	無敵恋愛S*girl 3 2021	雑誌08577-3	ぶんか社
7300	雑誌	劇漫デラックス vol.24	ISBN978-4-8019-2514-4	株式会社竹書房
7301	書籍	田舎	ISBN978-4-7783-2306-6	太田出版
7302	雑誌	実話ナックルズウルトラ STRONG vol. 2	ISBN978-4-8130-4212-9	株式会社大洋図書
7303	雑誌	臨増ナックルズDX vol.24	雑誌68544-13	〃
7304	書籍	部長の夜テクが凄すぎて腰が浮きま す疼きます1	ISBN978-4-910429-00-7	秋水社
7305	雑誌	Young Love Comic aya 2月号	雑誌18815-02	宙出版
7306	雑誌	臨時増刊ラヴァーズ VOL.17	ISBN978-4-8130-2997-7	株式会社大洋図書
7307	雑誌	実話ナックルズウルトラ vol.11	ISBN978-4-8130-2957-1	〃
7308	書籍	ごめん、おじさんだけどシていい？ 1	ISBN978-4-7767-5258-5	宙出版
7309	雑誌	金のEX NEXT VOL.18	ISBN978-4-8130-4211-2	株式会社大洋図書

鳥取県告示第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 古海第1地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月16日から同年4月5日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 松谷第3地区 ため池等整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和3年3月16日から同年4月5日まで

3 縦覧に供する場所

琴浦町役場

4 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第116号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年3月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥取市	平成30年度及び令和元年度	鳥取市(青谷町早牛の一部)の地籍図及び地籍簿	青谷町早牛の一部	令和3年3月16日
日野郡日野町	〃	日野町(福長の一部(20183140201))の地籍図及び地籍簿	日野町福長の一部	〃
〃	〃	日野町(福長の一部(20183140202))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	〃	日野町(舟場の一部(20183140206))の地籍図及び地籍簿	日野町舟場の一部	〃
日野郡江府町	平成29年度から令和元年度まで	江府町(大字杉谷の一部(20173140304))の地籍図及び地籍簿	江府町大字杉谷の一部	〃
〃	〃	江府町(大字杉谷の一部(20173140305))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
〃	平成30年度及び令和元年度	江府町(大字下安井の一部(20183140301))の地籍図及び地籍簿	江府町大字下安井の一部	〃
〃	〃	江府町(大字洲河崎の一部(20183140302))の地籍図及び地籍簿	江府町大字洲河崎の一部	〃
〃	〃	江府町(大字洲河崎の一部(20183140303))の地籍図及び地籍簿	〃	〃
岩美郡岩美町	〃	岩美町(大字恩志、大字新井及び大字高山の各一部[1703])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字恩志、大字新井及び大字高山の各一部	〃

〃	〃	岩美町(大字田後の一部[1801])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字田後の一部	〃
〃	〃	岩美町(大字岩井及び大字宇治の各一部[1802])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字岩井及び大字宇治の各一部	〃
〃	〃	岩美町(大字田後の一部[1803])の地籍図及び地籍簿	岩美町大字田後の一部	〃
八頭郡智頭町	平成28年度から令和元年度まで	智頭町(大字真鹿野の一部)の地籍図及び地籍簿	智頭町大字真鹿野の一部	〃
〃	〃	智頭町(大字芦津の一部)の地籍図及び地籍簿	智頭町大字芦津の一部	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	平成29年度から令和元年度まで	智頭町(大字真鹿野の一部)の地籍図及び地籍簿	智頭町大字真鹿野の一部	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第4号

令和3年第3回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 1 日時 令和3年3月23日(火) 午後2時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 令和3年度組織改正について
 - (2) その他

鳥取県選挙管理委員会告示第5号

鳥取市選挙管理委員会から公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

令和3年3月16日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

指定を解除した施設の名称	所在地
鳥取市福部町体育館	鳥取市福部町細川1338